ひとり親家庭の子育て支援サービス

児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給している手当です。

●受給対象者

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む。)

①離婚、死亡などで父または母がいない児童
②父または母に重度の障害がある児童
③婚姻によらないで生まれた児童

他

●手当額(令和6年4月1日現在)

児童1人・全部支給　月額45,500円
・一部支給　所得に応じて
月額45,490円～ 10,740円
児童2人目　月額10,750円～ 5,380円加算
児童3人目以降は　1人につき月額6,450円～
3,230円加算

●支給制限

児童福祉施設などに入所している場合は受けられません。

●所得制限

養育費や同居している親・兄弟などの所得も加味されます。詳しくはお問い合わせください。

●申請に必要なもの

戸籍謄本(申請者本人、支給対象児童、ひとり親となった事由の記載のあるもの)、預金口座番号のわかるもの、個人番号確認書類、申請者の本人確認書類、公共料金の領収書(申請者の氏名・住所が分かるもの)、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。

【児童扶養手当】

◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350・5351

児童育成手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給している手当です。

●受給対象者

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方

①離婚、死亡などで父または母がいない児童
②父または母に重度の障害がある児童
③婚姻によらないで生まれた児童

他

●手当額

1人につき月額13,500円

●支給制限

児童福祉施設などに入所している場合は受けられません。

●所得制限

扶養親族の人数によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

●申請に必要なもの

戸籍謄本(申請者本人、支給対象児童、ひとり親となった事由の記載のあるもの)、預金口座番号のわかるもの、個人番号確認書類、申請者の本人確認書類、公共料金の領収書(申請者の氏名・住所が分かるもの)、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。

【児童育成手当】

◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350・5351

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭などの方が病気やケガなどをしたとき、安心して病院などで受診できるように医療費の自己負担分の全部または一部を助成しています。

●対象者

次のいずれかに該当する健康保険に加入している18歳になった最初の3月31日までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満までの方）と、その児童を養育している方

①離婚、死亡などで父または母がいない児童

②父または母に重度の障害がある児童

③婚姻によらないで生まれた児童

他

●支給制限

・生活保護を受けている場合や、児童福祉施設に入所している場合は受けられません。

・対象者が他に医療費の助成を受けている場合、他の医療費助成制度が優先される場合があります。

●所得制限

養育費や同居している親・兄弟などの所得も加味されます。詳しくはお問い合わせください。

●助成の範囲

・ 住民税課税世帯　各種保険適用の自己負担分の一部を助成

・ 住民税非課税世帯　各種保険適用の自己負担分全額、入院時の食事療養標準負担額を助成

●申請に必要なもの

戸籍謄本（申請者本人、支給対象児童、ひとり親となった事由の記載のあるもの）、健康保険証（申請者本人、支給対象児童）、個人番号確認書類、申請者の本人確認書類、公共料金の領収書（申請者の氏名・住所が分かるもの）、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。

【ひとり親家庭等医療費助成】

◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係

☎（3546）5350・5351

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭で日常生活を営むのに著しく支障が生じたときに、ホームヘルパーを派遣します。

●対象となる家庭

義務教育修了前の児童がいるひとり親家庭で、就職活動や疾病、冠婚葬祭などにより、家事または育児などの日常生活に支障が生じ、ホームヘルプサービスの必要があると認められる家庭

●サービス内容

育児（子どもの見守り）、家事（食事の支度、洗濯、掃除など）

●派遣の上限

・ 派遣時間　午前７時～午後 10 時の間

　育児：原則２時間以上４時間以内

　家事：原則２時間以内

・ 派遣回数　原則として月 12 回まで

　一時的に支援が必要な場合は１カ月のみ4回まで

●利用者負担金

申請者本人の所得に応じた費用負担があります。

◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係

☎（6278）8403・8421

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の方がレクリエーションや休養のために区の指定した施設などを利用する際に、利用料金の一部を助成します。

●対象者

児童育成手当を受給している方および手当の支給対象児童（３歳未満の方は対象外）

●助成額

４月から翌年３月までの１年間で宿泊施設１泊、日帰り施設１回、観劇・スポーツ観戦等利用助成1回

①宿泊施設　大人（12 歳以上）1泊　7,000 円以内

　小人（３歳以上 12 歳未満）

　1 泊　6,300円以内

②日帰り施設　1 回　3,000 円以内

③観劇・スポーツ観戦等利用助成　1人　3,000円

※③は、7月および8月に実施されたもので、1人あたり3,000円以上の演目などが対象です。
また、申請受付期間は7月から9月までです。

【宿泊施設】　【日帰り施設】

◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係

☎（3546）5350・5351

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就労促進のため、区が認める教育訓練講座を受講する場合に、訓練給付金を支給します。事前に面談が必要です。

●対象者

児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり20歳未満の児童を扶養している方

●支給額

費用の60％（上限があり、講座によって上限額が異なります。12,000円以下の場合は支給対象外です。）

◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係

☎（6278）8403・8421

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就業に有利な資格取得のため、一定期間以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給します。事前に面談が必要です。

●対象者

児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり 20 歳未満の児童を扶養している方

●対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、製菓衛生師、調理師など

●支給額

	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
訓練促進給付金（月額）	141,000 円	70,500円（最後の12カ月は110,500円）
修了支援給付金	50,000 円	25,000 円

◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係

☎（6278）8403・8421

母子生活支援施設

母子家庭のための施設として、生活上の問題を抱えているため子どもの養育が十分にできない場合に、母子で入所することができます。

●支援の内容

・ 居室の提供
・ 母子指導員による自立・生活支援

●利用者負担金

所得に応じた費用負担があります。

◆問合せ先
福祉保健部子育て支援課子育て支援係
☎（6278）8403・8421

ひとり親世帯への住宅支援

住宅に困窮しているひとり親世帯を対象に設置している区立住宅です。あき家が発生した場合に募集しています。

●申込資格

①区内に引き続き 1 年以上居住していること、または、中央区を通じて母子生活支援施設に入所していること
②同居者が扶養関係にある18歳未満の児童のみで、配偶者・内縁関係・パートナーシップ関係にある方がいないひとり親世帯であること
③年間所得金額が 240 万円以内であること
④現に住宅に困っていること
⑤暴力団員でないこと

なお、都営住宅においては、ひとり親世帯を対象に、抽選の当選確率が高くなる制度や住宅困窮度の高い順にあっせんする募集方式（ポイント方式）があります。

◆問合せ先
都市整備部住宅課住宅管理係
☎（3546）5467・5470

ひとり親家庭日帰りバス研修

ひとり親家庭の親子を対象に、相互の交流やレクリエーションを目的とした研修を、中央区ひとり親家庭福祉協議会との共催で年 1 回実施しています。

●対　象

おおむね 4 歳以上中学生以下の児童と一緒に参加できる区内在住のひとり親世帯

●時　期

毎年 7 月下旬ごろ

◆問合せ先
中央区社会福祉協議会　在宅福祉サービス部
☎（3206）0603

東京都母子及び父子福祉資金貸付

母子家庭または父子家庭の生活の安定と、その児童の福祉の増進を図るために、各種資金を貸し付けます。

必ず支払い・契約前に事前にご相談ください。

●対象者

都内に6カ月以上居住している母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満の児童を扶養している方

●連帯保証人

原則として連帯保証人が 1 人必要です。

●償還方法

期限内に月賦・半年賦または年賦による元利均等償還となります。

●貸付金の種類

事業開始資金・事業継続資金・修業資金・就職支度資金・住宅資金・転宅資金・医療介護資金・技能習得資金・生活資金・結婚資金・修学資金・就学支度資金

◆問合せ先
福祉保健部子育て支援課子育て支援係
☎（6278）8403・8421

養育費の取決めのための公正証書等作成費用補助

養育費の取決めに関する公正証書や調停調書などの作成費用の一部を補助します。申請前にご相談ください。

●対象者

18歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の父または母、離婚を考えている方で、次のいずれにも該当する方
①養育費の取決めにかかる公正証書、調停調書などの作成費用を負担している方
②養育費の取決めにかかる債務名義を有している方

●補助の範囲

・公証人手数料
・家庭裁判所の調停申立てまたは裁判に必要な収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

●上限額

43,000円

◆問合せ先
福祉保健部子育て支援課子育て支援係
☎（6278）8403・8421

養育費の取決めのためのＡＤＲ費用補助

離婚後の養育費の取決めのために利用する弁護士会や認証ＡＤＲ事業者が実施する裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）にかかる費用の一部を補助します。申請前にご相談ください。

●対象者

18歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の父または母、離婚を考えている方で、認証ＡＤＲ事業者が実施するＡＤＲにかかる費用を負担している方

●補助の範囲

①申請者が負担するＡＤＲの申立料および依頼料に相当する費用
②1回目の調停期日にかかる費用
③2回目以降の調停期日にかかる費用

●上限額

①・②　20,000円　　③　30,000円

◆問合せ先
福祉保健部子育て支援課子育て支援係
☎（6278）8403・8421

養育費保証契約費用補助

養育費の取決めをしたにもかかわらず、未払いが発生した場合に養育費支払の催促や立替えを行う保証契約の保証料の一部を補助します。申請前にご相談ください。

●対象者

18歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の父または母、離婚を考えている方で、次のいずれにも該当する方
①保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結し、保証料を負担している方
②養育費の取決めにかかる債務名義を有している方

●補助の範囲

保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料

●上限額

50，000円

◆問合せ先
福祉保健部子育て支援課子育て支援係
☎（6278）8403・8421